



03/31/2014



103666843

RECORDATION
BRANCH

To the Director of the U. S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies):

Media Factory, Inc.

- Individual(s)
- Partnership
- Corporation- State: Japan
- Other _____

Citizenship (see guidelines) Japan

Additional names of conveying parties attached? Yes No

3. Nature of conveyance/Execution Date(s) :

Execution Date(s) October 1, 2013

- Assignment
- Security Agreement
- Other _____
- Merger
- Change of Name

2. Name and address of receiving party(ies)

Additional names, addresses, or citizenship attached? Yes No

Name: KADOKAWA CORPORATION

Street Address: 2-13-3, Fujimi, Chiyoda-ku

City: Tokyo

State: _____

Country: Japan Zip: _____

- Individual(s) Citizenship _____
- Association Citizenship _____
- Partnership Citizenship _____
- Limited Partnership Citizenship _____
- Corporation Citizenship Japan
- Other _____ Citizenship _____

If assignee is not domiciled in the United States, a domestic representative designation is attached: Yes No
(Designations must be a separate document from assignment)

4. Application number(s) or registration number(s) and identification or description of the Trademark.

A. Trademark Application No.(s) _____ Text _____

B. Trademark Registration No.(s)

2747505, 2747506

Additional sheet(s) attached? Yes No

C. Identification or Description of Trademark(s) (and Filing Date if Application or Registration Number is unknown):

5. Name & address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Robert R. Caliri

Internal Address: Olson & Cepuritis, Ltd.

Street Address: 20 North Wacker Drive
36th Floor

City: Chicago

State: Illinois Zip: 60606

Phone Number: 312-580-1180

Docket Number: USA 1, 2

Email Address: rcaliri@olsonip.com

6. Total number of applications and registrations involved:

2

7. Total fee (37 CFR 2.6(b)(6) & 3.41) \$65.00

- Authorized to be charged to deposit account
- Enclosed

8. Payment Information:

04/01/2014 KNGUYEN1 00000013 150508 2747505
Deposit Account Number 1505080 DA
Authorized User Name Robert R. Caliri

9. Signature: Robert R. Caliri
Signature

March 28, 2014

Date

Robert R. Caliri

Name of Person Signing

Total number of pages including cover sheet, attachments, and document: 30

03/31/14

CERTIFICATE OF TRANSLATION

I, Noritaka Harashima, at 12-7, Shinbashi 2-chome,
Minato-ku, Tokyo, Japan, hereby certify that to the best of my
knowledge and belief the attached is a true partial
translation into the English language, made by me and for
which I accept responsibility, of the accompanying certified
copy of the Company Register of KADOKAWA CORPORATION

This *17th* day of *March*, 2014



Noritaka Harashima

(Partial Translation)

Trade Name:

KADOKAWA GROUP HOLDINGS, INC.

Changed on July 1, 2006

Registered on August 1,

2006

KADOKAWA CORPORATION

Changed on June 22, 2013

Registered on July 5, 2013

Head Office:

2-13-3, Fujimi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Date of Establishment of the Company:

April 2, 1954

Merger:

On October 1, 2013, Media Factory, Inc. of 3-3-5 Shibuya,
Shibuya-ku, Tokyo, Japan, was merged into this company.

Registered on October 1, 2013

This is to certify that the above matters have been
recorded in the Company Register.

Dated: February 25, 2014

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar: Naoki Sugiura

履歴事項全部証明書

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社KADOKAWA
会社法人等番号 0100-01-013874

商号	株式会社角川グループホールディングス	平成18年 7月 1日変更
		平成18年 8月 1日登記
	株式会社KADOKAWA	平成25年 6月22日変更
		平成25年 7月 5日登記
本店	東京都千代田区富士見二丁目13番3号	
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.kadokawa-hd.co.jp/	平成18年 6月25日変更
		平成18年 8月 1日登記
	当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.kadokawa.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成25年 6月18日変更
		平成25年 6月21日登記
会社成立の年月日	昭和29年4月2日	
目的	<p>(1) 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>①出版業、図書及び定期刊行物の販売並びにその代理業務</p> <p>②電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売</p> <p>③印刷及び製本業</p> <p>④放送法に基づく放送事業</p> <p>⑤商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾及び販売に関する業務</p> <p>⑥コンピュータのソフトウェアの企画、制作、製造、販売及び賃貸</p> <p>⑦コンピュータゲーム用ソフトの企画、制作、製造、販売及び賃貸</p> <p>⑧出版に関するコンサルティング</p> <p>⑨放送番組の企画、制作、販売及び賃貸</p> <p>⑩映画、演劇、コンサートその他各種イベントの企画、制作、運営、興行</p> <p>⑪映画館、劇場、コンサートホール、その他娯楽施設の運営</p> <p>⑫音声、映像のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作、製造、販売、輸出入、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、媒介</p> <p>⑬作家、プロデューサー、実演家の育成及びマネジメント</p> <p>⑭広告宣伝の企画、製作販売及び代理業務</p> <p>⑮倉庫及び運送業</p>	

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	<p>⑩不動産の売買、賃貸及び管理 ⑪一般旅行業 ⑫生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業 ⑬文具、室内装飾品、衣料品、時計、玩具、清涼飲料水、日用品雑貨、食品、装身具、家具、家庭用電気製品、美術品の輸入及び販売並びにプリペイドカード、図書券の発行及び販売 ⑭有価証券への投資 ⑮電話回線、インターネットその他公衆通信手段を利用した各種情報処理・情報提供サービス業 ⑯語学教室及び各種カルチャー講座の運営、並びに教材、教育器具の企画、製造、販売 ⑰各種資格・技能の取得・修習のための通信教育講座の開設・運営及び講座担当講師の指導・育成 ⑱幼児・小学生・中学生・高校生を対象とした進学・進級・補習のための進学・学習教室の運営及び講習・模擬試験の実施 ⑲企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成並びにコンサルティング ⑳人材の職業適性能力の開発及びその研修の実施 ㉑健康及び医療に関するコンサルティング ㉒労働者派遣業 ㉓有料職業紹介業 ㉔前各号の事業を営む企業に対する投資 ㉕前各号に付帯する一切の業務 (2) 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理 (3) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業 (4) 有価証券への投資 (5) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>平成19年 6月24日変更 平成19年 7月 9日登記</p>
	<p>(1) 出版業、図書及び定期刊行物の販売並びにその代理事業 (2) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売 (3) 印刷及び製本業 (4) 放送法に基づく放送事業 (5) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、商品化権その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾及び販売に関する事業 (6) コンピュータソフトウェア及びコンピュータゲーム用ソフトの企画、制作、製造、販売及び賃貸 (7) 出版に関するコンサルティング (8) 放送番組の企画、制作、販売及び賃貸 (9) 映画、演劇、コンサート、オークションその他各種イベントの企画、制作、運営、興行 (10) 映画館、劇場、コンサートホール、オークション会場、スポーツ施設、観光施設、宿泊施設、飲食店、小売店その他娯楽施設の運営及び経営 (11) 音声、映像のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作、製造、販売、輸出入、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、媒介 (12) 美術、音楽、演芸及び映像技術等に従事する者並びに芸能タレント、作家、プロデューサー、実演家その他のクリエイターの斡旋、育成及びマネジメント (13) 広告宣伝の企画、製作販売及び代理事業</p>

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	<p>(14) 倉庫業及び自動車等一般運輸その他の運送業 (15) 不動産の売買、斡旋、賃貸及び管理 (16) 一般旅行業 (17) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業 (18) 文房具、室内装飾品、衣料品、時計、玩具、キャラクター商品、清涼飲料、嗜好飲料、酒類、日用品雑貨、食料品、装身具、家具、家庭用電気製品、美術品、船舶、自動車及びその部品、医療機器、電子機器、医薬品、動物医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、度量衡器、医療用具、計量器、化粧品、煙草切手類その他の商品の企画、開発、製造、仕入、販売、卸、賃貸、仲介及び輸出入並びにプリペイドカード、図書券の発行及び販売 (19) 有価証券への投資 (20) 電話回線、インターネットその他公衆通信手段を利用した各種情報処理・情報提供サービス業 (21) 語学教室及び各種カルチャー講座の運営、並びに教材、教育器具の企画、製造、販売 (22) 各種資格・技能の取得・修習のための通信教育講座の開設・運営及び講座担当講師の指導・養成 (23) 幼児・小学生・中学生・高校生を対象とした進学・進級・補習のための進学・学習教室の運営及び講習・模擬試験の実施 (24) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成並びにコンサルティング (25) 人材の職業適性能力の開発及びその研修の実施 (26) 健康及び医療に関するコンサルティング (27) 労働者派遣業 (28) 有料職業紹介業 (29) 電気通信事業法に基づく電気通信事業 (30) 電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送事業 (31) 店舗設計及びインテリアデザイン、建築デザイン、工業デザインの企画、設計事業 (32) 放送、通信を利用した通信販売業その他の通信販売事業 (33) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究並びに商品投資販売業、商品投資顧問業 (34) 古物の販売、仲介及び輸出入 (35) マーケティングリサーチ事業 (36) 経営コンサルティング事業 (37) 企業間の提携に関する仲介業務 (38) 生花、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料の生産及び販売並びに賃貸 (39) 保育所、託児所の企画、運営、管理 (40) 前各号の事業を営む企業に対する投資 (41) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">平成25年 6月22日変更 平成25年 7月 5日登記</p>
単元株式数	100株
発行可能株式総数	<p>1億株</p> <p style="text-align: right;">平成13年 6月25日変更 平成13年 7月 3日登記</p>

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2726万800株</u>	平成18年12月12日変更 ----- 平成18年12月15日登記
	発行済株式の総数 <u>2742万928株</u>	平成25年 8月31日変更 ----- 平成25年10月22日登記
	発行済株式の総数 <u>2757万3049株</u>	平成25年10月31日変更 ----- 平成25年11月21日登記
	発行済株式の総数 <u>2786万3280株</u>	平成25年11月30日変更 ----- 平成25年12月18日登記
	発行済株式の総数 <u>2811万5481株</u>	平成25年12月31日変更 ----- 平成26年 1月20日登記
資本金の額	<u>金263億3070万5000円</u>	平成18年12月12日変更 ----- 平成18年12月15日登記
	<u>金265億3070万5000円</u>	平成25年 8月31日変更 ----- 平成25年10月22日登記
	<u>金267億2070万5000円</u>	平成25年10月31日変更 ----- 平成25年11月21日登記
	<u>金270億8320万5000円</u>	平成25年11月30日変更 ----- 平成25年12月18日登記
	<u>金273億9820万5000円</u>	平成25年12月31日変更 ----- 平成26年 1月20日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成17年10月 1日変更 平成17年11月 1日登記	

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

役員に関する事項	取締役	角川 歴彦	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	角川 歴彦	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
	取締役	角川 歴彦	平成24年 6月23日重任
			平成24年 9月26日登記
	取締役	角川 歴彦	平成25年 6月22日重任
			平成25年 9月20日登記
	取締役	佐藤 辰男	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	佐藤 辰男	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
	取締役	佐藤 辰男	平成24年 6月23日重任
			平成24年 9月26日登記
	取締役	佐藤 辰男	平成25年 6月22日重任
			平成25年 9月20日登記
	取締役	清水 英夫 (社外取締役)	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
			平成23年 6月25日退任
			平成23年 8月26日登記
取締役	福田 全孝	平成22年 6月26日重任	
		平成22年 8月 6日登記	
		平成23年 6月25日退任	
		平成23年 8月26日登記	

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	取締役	谷口常雄	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	谷口常雄	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
	取締役	谷口常雄	平成24年 6月23日重任
			平成24年 9月26日登記
	取締役	谷口常雄	平成25年 6月22日重任
			平成25年 9月20日登記
	取締役	井上伸一郎	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	井上伸一郎	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
取締役	井上伸一郎	平成24年 6月23日重任	
		平成24年 9月26日登記	
取締役	井上伸一郎	平成25年 6月22日重任	
		平成25年 9月20日登記	
取締役	山口貴	平成22年 6月26日重任	
		平成22年 8月 6日登記	
取締役	山口貴	平成23年 6月25日重任	
		平成23年 8月26日登記	
取締役	山口貴	平成24年 6月23日重任	
		平成24年 9月26日登記	
取締役	山口貴	平成25年 6月22日重任	
		平成25年 9月20日登記	

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	取締役	<u>久 冨 良 木 健</u>	平成22年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成22年 8月 6日登記
	取締役	<u>久 冨 良 木 健</u>	平成23年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成23年 8月26日登記
	取締役	<u>久 冨 良 木 健</u>	平成24年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成24年 9月26日登記
			平成25年 6月22日退任
			平成25年 9月20日登記
	取締役	<u>関 谷 幸 一</u>	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	<u>関 谷 幸 一</u>	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
取締役	<u>関 谷 幸 一</u>	平成24年 6月23日重任	
		平成24年 9月26日登記	
取締役	<u>関 谷 幸 一</u>	平成25年 6月22日重任	
		平成25年 9月20日登記	
取締役	<u>高 山 康 明</u>	平成22年 6月26日重任	
		平成22年 8月 6日登記	
取締役	<u>高 山 康 明</u>	平成23年 6月25日重任	
		平成23年 8月26日登記	
取締役	<u>高 山 康 明</u>	平成24年 6月23日重任	
		平成24年 9月26日登記	
		平成25年 6月22日退任	
		平成25年 9月20日登記	

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	取締役	<u>船津康次</u>	平成22年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成22年 8月 6日登記
	取締役	<u>船津康次</u>	平成23年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成23年 8月26日登記
	取締役	<u>船津康次</u>	平成24年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成24年 9月26日登記
	取締役	<u>船津康次</u>	平成25年 6月22日重任
	(社外取締役)		平成25年 9月20日登記
	取締役	<u>椎名保</u>	平成22年 6月26日就任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	<u>椎名保</u>	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
			平成24年 6月23日退任
			平成24年 9月26日登記
	取締役	<u>松原真樹</u>	平成22年 6月26日就任
			平成22年 8月 6日登記
	取締役	<u>松原真樹</u>	平成23年 6月25日重任
			平成23年 8月26日登記
	取締役	<u>松原真樹</u>	平成24年 6月23日重任
			平成24年 9月26日登記
取締役	<u>松原真樹</u>	平成25年 6月22日重任	
		平成25年 9月20日登記	
取締役	<u>太田修</u>	平成23年 6月25日就任	
		平成23年 8月26日登記	
		平成24年 6月23日退任	
		平成24年 9月26日登記	

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

8/26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

取締役	森 泉 知 行	平成23年 6月25日就任
		(社外取締役)
取締役	森 泉 知 行	平成24年 6月23日重任
		(社外取締役)
取締役	森 泉 知 行	平成25年 6月22日重任
		(社外取締役)
取締役	川 上 量 生	平成23年 6月25日就任
		(社外取締役)
取締役	川 上 量 生	平成24年 6月23日重任
		(社外取締役)
取締役	川 上 量 生	平成25年 2月 1日子会 社の業務執行
		平成25年 2月 1日登記
取締役	川 上 量 生	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記
取締役	高 野 潔	平成24年 6月23日就任
		平成24年 9月26日登記
取締役	高 野 潔	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記
取締役	濱 村 弘 一	平成24年 6月23日就任
		平成24年 9月26日登記
取締役	濱 村 弘 一	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

<u>取締役</u>	<u>塚本進</u>	平成24年 6月23日就任
		平成24年 9月26日登記
取締役	塚本進	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記
取締役	太田修	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	芳原世幸	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	渡辺彰	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	秋山伴道	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	水島真	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	安田猛	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	横沢隆	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役	椎名保	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記
取締役 (社外取締役)	高須武男	平成25年 6月22日就任
		平成25年 9月20日登記

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	東京都町田市玉川学園二丁目12番17号 代表取締役 <u>佐藤辰男</u>	平成22年 6月26日重任
		平成22年 8月 6日登記
	東京都町田市玉川学園二丁目12番17号 代表取締役 <u>佐藤辰男</u>	平成23年 6月25日重任
		平成23年 8月26日登記
	東京都町田市玉川学園二丁目12番17号 代表取締役 <u>佐藤辰男</u>	平成24年 6月23日重任
		平成24年 9月26日登記
	東京都町田市玉川学園二丁目12番17号 代表取締役 <u>佐藤辰男</u>	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記
	東京都世田谷区用賀二丁目6番3号 代表取締役 <u>井上伸一郎</u>	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 6月10日登記
	東京都世田谷区用賀二丁目6番3号 代表取締役 <u>井上伸一郎</u>	平成25年 6月22日重任
		平成25年 9月20日登記
	<u>監査役</u> <u>池田靖</u> <u>(社外監査役)</u>	平成21年 6月21日重任
		平成21年 8月 6日登記
		平成25年 6月22日退任
		平成25年 9月20日登記
<u>監査役</u> <u>江川武</u>	平成19年 6月24日就任	
	平成19年 7月 9日登記	
<u>監査役</u> <u>江川武</u>	平成23年 6月25日重任	
	平成23年 8月26日登記	
	平成24年 6月23日辞任	
	平成24年 9月26日登記	
<u>監査役</u> <u>渡邊顯</u> <u>(社外監査役)</u>	平成19年 6月24日就任	
	平成19年 7月 9日登記	
<u>監査役</u> <u>渡邊顯</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月25日重任	
	平成23年 8月26日登記	

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11/26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	監査役	<u>水 島 真</u>	平成22年 6月26日就任
			平成22年 8月 6日登記
			平成25年 6月22日辞任
			平成25年 9月20日登記
	監査役	<u>若 林 陽</u>	平成24年 6月23日就任
			平成24年 9月26日登記
	監査役	<u>高 山 康 明</u>	平成25年 6月22日就任
			平成25年 9月20日登記
	監査役	<u>神 谷 英 一</u>	平成25年 6月22日就任
	(社外監査役)		平成25年 9月20日登記
	会計監査人	<u>あ ず さ 監 査 法 人</u>	平成22年 6月26日重任
			平成22年 8月 6日登記
	会計監査人	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成22年 7月 1日あず さ監査法人の名称変更
			平成22年 8月 6日登記
	会計監査人	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成23年 6月25日重任
		平成23年 8月26日登記	
会計監査人	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成24年 6月23日重任	
		平成24年 9月26日登記	
会計監査人	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成25年 6月22日重任	
		平成25年 9月20日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月25日変更 平成18年 8月 1日登記</p>		

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

新株予約権	株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権		
	新株予約権の数		
	2200個		
	2068個		
	1978個	平成25年 5月31日変更	平成25年 6月10日登記
	1453個	平成25年 7月31日変更	平成25年 8月 9日登記
	1450個	平成25年 8月31日変更	平成25年10月22日登記
	1364個	平成25年 9月30日変更	平成25年11月21日登記
	1219個	平成25年10月31日変更	平成25年11月21日登記
	1093個	平成25年11月30日変更	平成25年12月18日登記
		平成25年12月31日変更	平成26年 1月20日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>		
	<p>当初、普通株式392万5767株</p>		
	<p>転換価額</p>		
<p>(i) 当初の転換価額</p>			
<p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。</p>			
<p>当初、2802円</p>			
<p>(ii) 転換価額の調整</p>			
<p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。</p>			
$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$			
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新</p>			

	<p>株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日(日本時間、以下「決定日」という。)まで(同日を含む。)の15連続取引日の終値の平均値(但し、1円未満の端数は切り上げる。)が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日(日本時間、以下「修正日」という。)以降、上記の方法で算出された額(終値の平均値)に修正される(但し、決定日(同日を含まない。)から修正日(同日を含む。)までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。)。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日(日本時間、以下「特別決定日」という。)(同日を含む。))までの15連続取引日の終値の平均値の95%(1円未満の端数は切り上げる。)(以下「修正基準株価」という。))が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる(但し、特別決定日(同日を含まない。))から下記に定義される特別修正日(同日を含む。))までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。)。かかる修正は、特別決定日後14日目の日(以下「特別修正日」という。))に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(500万円)の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>普通株式440万3522株</p> <p>転換価額</p> <p>(i) 当初の転換価額</p> <p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。</p> <p>2498円</p> <p>(ii) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。</p>
--	---

	<p style="text-align: center;">新発行・1株当たりの 調整後 調整前 既発行 処分株式数×払込金額 転換価額=転換価額×株式数+ 1株当たり時価</p> <p style="text-align: center;">既発行株式数+新発行・処分株式数</p> <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成24年12月18日変更 平成24年12月28日登記</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>普通株式413万9311株 転換価額</p> <p>(i) 当初の転換価額</p> <p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向</p>
--	---

	<p>を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。 <u>2498円</u></p> <p>(ii) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 株式数} + \text{新発行} \cdot \text{1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。</p> <p>平成25年 5月31日変更 平成25年 6月10日登記</p>
--	---

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

普通株式 395万9167株

転換価額

(i) 当初の転換価額

転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

2498円

(ii) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

新発行・1株当たりの

調整後 調整前 既発行 処分株式数×払込金額

転換価額 = 転換価額 × 株式数 +

1株当たり時価

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

(iii) 転換価額の修正

2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの

	<p>修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとする。</p> <p>平成25年 7月31日変更 平成25年 8月 9日登記</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>普通株式290万8326株 転換価額</p> <p>(i) 当初の転換価額</p> <p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。 2498円</p> <p>(ii) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 株式数} + \text{新発行} \cdot \text{1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に</p>
--	--

従う。)但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。

上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日(日本時間、以下「特別決定日」という。)(同日を含む。)までの15連続取引日の終値の平均値の95%(1円未満の端数は切り上げる。)(以下「修正基準株価」という。)が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる(但し、特別決定日(同日を含まない。)から下記に定義される特別修正日(同日を含む。)までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。)。かかる修正は、特別決定日後14日目の日(以下「特別修正日」という。)に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとする。

平成25年 8月31日変更 平成25年10月22日登記

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(500万円)の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

普通株式290万2321株

転換価額

(i) 当初の転換価額

転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
2498円

(ii) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜

	<p>調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。</p> <p>平成25年 9月30日変更 平成25年11月21日登記</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>普通株式273万184株 転換価額</p> <p>(i) 当初の転換価額</p> <p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。 2498円</p> <p>(ii) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。</p>
--	---

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	$\frac{\text{調整後 調整前 既発行 新発行・1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{調整後 調整前 既発行 新発行・1株当たりの 処分株式数} + \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$
	$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$
	<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われないものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成25年10月31日変更 平成25年11月21日登記</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>普通株式 243万9951株 転換価額</p> <p>(i) 当初の転換価額</p> <p>転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向</p>

	<p>を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。 <u>2498円</u></p> <p>(ii) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行 株式数} + \text{新発行} \cdot \text{1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。</p> <p>(iii) 転換価額の修正</p> <p>2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成25年11月30日変更 平成25年12月18日登記</p>
--	--

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の総額を下記転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

普通株式218万7750株

転換価額

(i) 当初の転換価額

転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
 2498円

(ii) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

新発行・1株当たりの
 調整後 調整前 既発行 処分株式数×払込金額
 転換価額 = 転換価額 × 株式数 + $\frac{\text{新発行・1株当たりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・1株当たりの 処分株式数}}$

1株当たり時価

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

(iii) 転換価額の修正

2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記(ii)に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人番号 0100-01-013874

	<p>修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記（ii）に従ってなされた調整に従う。）かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われなければならないものとする。</p> <p>平成25年12月31日変更 平成26年1月20日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権1個当たり500万円 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。 新株予約権を行使することができる期間 2010年1月4日から2014年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとする。但し、本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014年12月4日より後に本新株予約権を行使することはできない。 上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該4営業日に満たない間は、当該本新株予約権を行使することはできない。 「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件定めない。</p>
<p>吸収合併</p>	<p>平成25年4月1日東京都千代田区富士見二丁目13番3号株式会社角川グループパブリッシングを合併 平成25年4月1日登記</p> <p>平成25年10月1日東京都千代田区富士見二丁目13番3号株式会社角川書店を合併 平成25年10月1日登記</p>

平成21年12月18日発行
 平成22年1月6日登記

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
 株式会社KADOKAWA
 会社法人等番号 0100-01-013874

	平成25年10月1日東京都千代田区富士見一丁目8番19号株式会社アスキー・メディアワークスを合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区富士見一丁目3番11号株式会社角川マガジンを合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号株式会社メディアファクトリーを合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区三番町6番地1株式会社エンターブレインを合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区麴町三丁目2番地相互第1ビル株式会社中経出版を合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区富士見一丁目12番14号株式会社富士見書房を合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区富士見二丁目13番3号株式会社角川学芸出版を合併 平成25年10月 1日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区富士見二丁目13番3号株式会社角川プロダクションを合併 平成25年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月 9日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

整理番号 な340585

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

25/26

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社KADOKAWA
会社法人番号 0100-01-013874

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成26年 2月25日

東京法務局
登記官

杉 浦 直 紀



整理番号 な340585 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

26/26